

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和元年11月29日

金 曜 日

第 4573 号

目 次

告 示	
○都市計画の変更	1
公 告	
○都市計画事業の施行	3

告 示

富山県告示第492号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 都市計画の種類及び名称
 (種類) 砺波都市計画道路
 (名称) 3・4・7号 駅前栄町線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 変更した部分
 砺波市杉木字狐川原及び太郎丸字鍋島の各一部
 ただし、別紙図面表示のとおり。
- 3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

砺波市建設水道部都市整備課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第493号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画道路

(名称) 3・6・243号 駅前出町線

3・6・246号 水橋漁港高月線

3・6・247号 大正町館町線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 変更した部分

富山市水橋新保、水橋柳寺、水橋辻ヶ堂、水橋辻ヶ堂字鋤柄新、水橋辻ヶ堂字前田、水橋辻ヶ堂字大坪、水橋辻ヶ堂字鈴木割、水橋辻ヶ堂字山田割、水橋辻ヶ堂字住楽割、水橋辻ヶ堂字藤木割、水橋辻ヶ堂字館、水橋畠等字西狭場、水橋畠等字圈内、水橋畠等字舟畑、水橋畠等字花井、水橋館町字石切、水橋館町字鳥羽見、水橋館町字百五十苺、水橋館町字団子、水橋館町字東畠田、水橋館町字紺屋作、水橋館町字二番代官、水橋館町字林分、水橋館町字樋掛田、水橋館町字苗代、水橋館町字早稲田、水橋館町字東矢留見、水橋館町字達戸、水橋館町字代官、水橋館町字竹鼻、水橋館町字西矢留見、水橋館町字北道角、水

橋中村町字花内、水橋中村町字早稲田、水橋中村町字三長、水橋中村町字塚田、水橋中村町字炭田、水橋中村町字九門、水橋高月字川原田、水橋平榎字道下割、水橋町字新町、水橋町字片原町、水橋町字中町、水橋町字京保開、水橋町字大町、水橋町字砂町、水橋町字出町、水橋町字西出町南側及び水橋市江の各一部

(2) 削除した部分

富山市水橋開発町、水橋開発町字畠田、水橋狐塚、水橋上桜木、水橋桜木、水橋町字西浜町、水橋町字西出町北側、水橋町字東出町北側、水橋町字東出町南側及び水橋魚躬字向小碓の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

富山市活力都市創造部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
公 告  
~~~~~

都市計画事業の施行

富山高岡広域都市計画都市高速鉄道事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和元年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画都市高速鉄道事業

3号 富山地方鉄道本線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

富山市舟橋北町1の11 富山県富山土木センター

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

富山県富山市明輪町、千歳町一丁目、千歳町二丁目、城北町字菰田割、城北町字三反割、曙町字三反割、曙町字柳橋割、曙町字大道割、曙町字代官田割、曙町字住居田割及び曙町字上千歩割地内

(2) 使用の部分

なし